

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(議員報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長、<u>委員長（議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をいう。以下同じ。）</u>、<u>副委員長（議会運営委員会副委員長及び常任委員会副委員長をいう。以下同じ。）</u>及び議員には、別表第1の議員報酬を支給する。<u>ただし、議長、副議長、委員長及び副委員長のうち2以上の職にある者に係る議員報酬は、当該職に係る議員報酬のうち最も高いものとする。</u></p> <p>第2条 議員が月の途中で就職し、若しくは離職した場合、又は死亡した場合は、当月分の議員報酬はこれらの事由が発生した日を含む日割計算により支給する。ただし、月の途中で議長、<u>副議長、委員長又は副委員長</u>に就任した者には、その日の翌日から新たに受けるべき額の議員報酬を日割計算により支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 _____議員が公務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、_____議員に支給する旅費については、交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 _____議員で6月1日及び12月1日（以下この条</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員 _____には、別表第1の議員報酬を支給する。_____</p> <p>第2条 議員が月の途中で就職し、若しくは離職した場合、又は死亡した場合は、当月分の議員報酬はこれらの事由が発生した日を含む日割計算により支給する。ただし、月の途中で議長又は副議長_____に就任した者には、その日の翌日から新たに受けるべき額の議員報酬を日割計算により支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 <u>議長、副議長及び議員</u>が公務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>議長、副議長及び議員</u>に支給する旅費については、交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 <u>議長、副議長及び議員</u>で6月1日及び12月1日（以下この条</p>

新	旧																				
<p>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第1</p>	<p>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第1</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>621,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>571,500円</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>550,000円</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>545,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>540,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長	621,000円	副議長	571,500円	委員長	550,000円	副委員長	545,000円	議員	540,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>621,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>571,500円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>540,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長	621,000円	副議長	571,500円	議員	540,000円
区分	議員報酬月額																				
議長	621,000円																				
副議長	571,500円																				
委員長	550,000円																				
副委員長	545,000円																				
議員	540,000円																				
区分	議員報酬月額																				
議長	621,000円																				
副議長	571,500円																				
議員	540,000円																				
<p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費用弁償額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td>交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）別表中の市長旅費相当額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	費用弁償額	議員	交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）別表中の市長旅費相当額	<p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費用弁償額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長、副議長及び議員</td> <td>交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）別表中の市長旅費相当額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	費用弁償額	議長、副議長及び議員	交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）別表中の市長旅費相当額												
区分	費用弁償額																				
議員	交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）別表中の市長旅費相当額																				
区分	費用弁償額																				
議長、副議長及び議員	交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）別表中の市長旅費相当額																				